鳥取県訓令第6号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程(昭和39年鳥取県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
職員の任免の発令		職員の任免の発令	
の形式		の形式	
第1 一般職の職員(臨		第1 一般職の職員(臨	
時的任用職員及び非常		時的任用職員及び非常	
勤職員を除く。)の場		勤職員を除く。)の場	
合		合	
1 採用(現に職員で		1 採用(現に職員で	
ない者を職員の職		ない者を職員の職	
(以下「職」とい		(以下「職」とい	
う。)に任用する場		う。)に任用する場	
合。ただし、地方公		合。ただし、地方公	
務員法第28条の4第		務員法第28条の4第	
1項、第28条の5第		1項、第28条の5第	
1項又は第28条の6		1 項又は第28条の 6	
第1項若しくは第2		第 1 項若しくは第 2	
項の規定により採用		項の規定により採用	
する場合を除く。)		する場合を除く。)	
鳥取県職員に任命す		鳥取県職員に任命す	
ప		る	
		(公益的法人等への	公益的法人等への一般
		一般職の地方公務員	職の地方公務員の派遣
		の派遣等に関する法	等に関する法律(平成
		律第10条第1項の規	<u>12年法律第50号)第10</u>
		<u>定による)</u>	条第1項の規定により
			採用する場合に限る。
職級に決定	任期付研究員の採用等	職級に決定	任期付研究員の採用等
する	に関する条例(平成13	する	に関する条例(平成13
	年鳥取県条例第4号)		年鳥取県条例第4号)
	第4条の規定により採		第4条の規定により採

用される職員(以下 「任期付研究員」とい う。)及び任期付職員 の採用等に関する条例 (平成14年鳥取県条例 第67号)第2条第1項 の規定により採用され る職員(以下「特定任 期付職員」という。) を採用する場合を除 く。

......号給を給する勤務を命ずる

所属部課所の長への採 用の場合を除く。

(ア)

……を命ずる 任期は…年…月…日 までとする

(ア) 職名とする。

任期付研究員、地方公 務員の育児休業等に関 する法律(平成3年法 律第110号)第6条第1 項(第1号に限る。) 又は第18条第1項の規 定により採用される職 員(以下「育児休業等 任期付職員」とい う。)、特定任期付職 員、任期付職員の採用 等に関する条例第2条 第2項の規定により採 用される職員(以下 「一般任期付職員」と いう。) 又は同条例第 3条若しくは第4条の 規定により採用される 職員(以下「任期付職 員」という。)を採用 する場合に限る。

1 週間の勤務時間はとする 任期付職員の採用等に 関する条例第4条の規 定により採用される 員(以下「任期付短時間勤務職員」と務 員の育児休業等に関の 法律第18条第1項の規 定により採用される職号給を給する勤務を命ずる

(ア)

......を命ずる 任期は...年...月...日 までとする 用される職員(以下 「任期付研究員」という。)及び任期付職の採用等に関する条例 (平成14年鳥取県第1年 の規定により採用される職員(以下「特定に 期付職員」という。 を採用する場合を除く。

所属部課所の長への採 用の場合を除く。

(ア) 職名とする。

任期付研究員、地方公 務員の育児休業等に関 する法律(平成3年法 律第110号)第6条第1 項(第1号に限る。) 又は第18条第1項の規 定により採用される職 員(以下「育児休業等 任期付職員」とい う。)、特定任期付職 員、任期付職員の採用 等に関する条例第2条 第2項の規定により採 用される職員(以下 「一般任期付職員」と いう。) 又は同条例第 3条若しくは第4条の 規定により採用される 職員(以下「任期付職 員」という。)を採用 する場合に限る。

任期付職員の採用等に 関する条例第4条の規 員により採用される職 員(以下「任期付短時間勤務職員」と務 員の育児休業等に関する 法律第18条第1項の規 定により採用される職

1 週間の勤務時間は.....とする

2~13 略 14 辞職(職員の意思 によって退職させる 場合) 辞職を承認する	員(以下「育児短時間 勤務に伴う短時間勤務 職員」という。)の1 週間の勤務時間を定め る場合に限る。	2~13 略 14 辞職(職員の意思 によって退職させる 場合) 辞職を承認する (公益的法人等への 一般職の地方公務員 の派遣等に関する法 律第10条第1項の規 定による)	職の地方公務員の派遣
15~56 略		15~56 略	213000000000000000000000000000000000000
第2 一般職の職員(非		第2 一般職の職員(非	
常勤職員に限る。)の		常勤職員に限る。)の	
場合		場合	
1 任命		1 任命	
	(ア) 職名又は職種名と		(ア) 職名又は職種名と
非常勤職員()	9ే చి	非常勤職員()	する。
に任命する		に任命する	
報酬月額(報酬日額)(報酬稅)(報酬額勤務1		報酬月額(報酬日額、4番	
間の (報酬額到第1 回につき) (報酬額		額)(報酬額勤務1回につき)(報酬額	
勤務1時間につき)		勤務1時間につき)	
<u> </u>		円を給する	
勤務を命ずる		勤務を命ずる	
任用期間は年		任用期間は年	
月日までとし		月日までとし	
1 箇月の勤務日数は		1 箇月の勤務日数は	
17日以内 (1 週間の		17日以内 (1 週間の	
勤務時間は29時間以		勤務時間は <u>30時間</u> 以	
内)とする		内)とする	
2~4 略		2 ~ 4 略	
第3及び第4 略		第3及び第4 略	
第5 特別職の職員(第		第5 特別職の職員(第	
4 に掲げる職員を除		4 に掲げる職員を除	
<.)		<.)	
1 任命		1 任命	
(ア)	(ア) 職名又は職種名と	(ア)	(ア) 職名又は職種名と
非常勤職員()	する。	非常勤職員()	する。
に任命する		に任命する	

報酬月額(報酬日額)(報酬額)(報酬額3)(報酬額3)(報酬額3)(報酬額3)(10つき)(10

附 則

この訓令は、平成21月4月1日から施行する。